

別紙2「資格確認書の詳細」

1 交付方法

組合員からの申請に基づき交付【原則】

ただし、当分の間は、マイナンバーカードを取得していない組合員及び被扶養者（新規採用者、他共済組合からの転入者、割愛派遣からの帰任者等及び新たに被扶養者となった方を除く）には、組合員からの申請がなくても交付します。【職権交付】

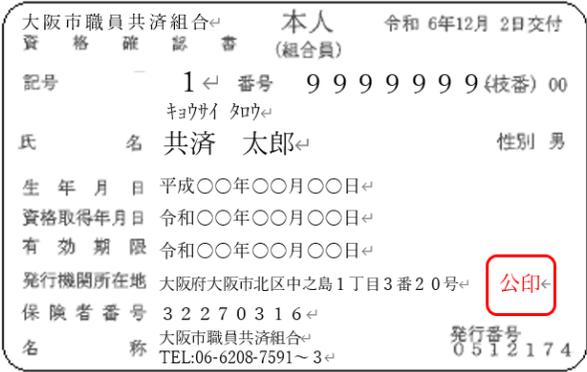
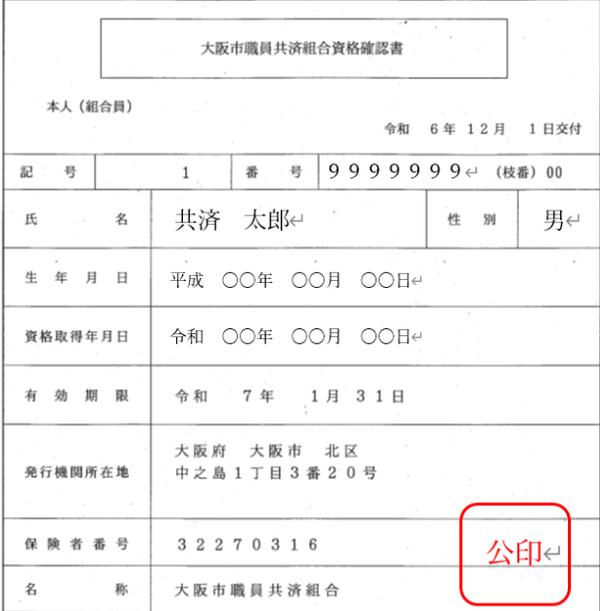
※ 職権交付には通常2～3か月程度掛かりますので、有効な組合員証等をお持ちでない方で早急に資格確認書が必要な場合は、「資格確認書交付申請書」の提出が必要です。

2 交付対象者

組合員からの申請に基づき交付	当組合の職権交付（申請不要）
<ul style="list-style-type: none">当組合に新たに加入した方（新規採用者等・新たに被扶養者となった方）マイナ保険証での受診が困難な方 例）介助者等の第三者が同行し資格確認を補助する必要がある要配慮者（高齢者・障がい者）マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方、マイナンバーカードの電子証明書が期限切れとなった方でマイナンバーカードの継続利用の意思がない方マイナンバーカードの再交付申請中（更新中）の方で、受領までに医療機関等の受診予定がある方マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方（マイナ保険証の利用登録をされている方でマイナンバーカードの返納を予定されている方を含む）	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカードを取得していない方マイナ保険証利用登録を行っていない方マイナンバーカードの電子証明書が期限切れとなって3か月を経過する方申請により「資格確認書」が交付されている方（資格確認書の更新時）

3 資格確認書の様式等

「資格確認書」は2種類の様式がありますが、申請理由によって当組合で判断し、「資格確認書（通常）」又は「資格確認書（短期）」のどちらかを交付します。

	資格確認書（通常）	資格確認書（短期）
様式	カード型（プラスチック・黄色）	紙（A4）
有効期限	5年以内（当組合で設定）、任意継続組合員は2年以内	交付年月日から2～3か月以内（当組合で設定）
交付対象者	新たに資格確認書の交付申請をされた方（当組合の職権交付含む）で、右記以外の方	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの再交付申請中（更新中）の方で、受領までに医療機関等の受診予定がある方 資格確認書（通常）の交付に時間を要する場合
レイアウト (参考)	 <p>大阪府職員共済組合 本人 令和6年12月2日交付 資格確認書 (組合員) 記号 1 番号 9999999 (枝番) 00 キョウサイ 知ウ 氏名 共済 太郎 性別 男 生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 資格取得年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 発行機関所在地 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号 公印 保険者番号 32270316 名 称 大阪府職員共済組合 発行番号 0512174</p>	 <p>大阪府職員共済組合資格確認書 本人 (組合員) 令和6年12月1日交付 記号 1 番号 9999999 (枝番) 00 氏名 共済 太郎 性別 男 生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 資格取得年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和7年1月31日 発行機関所在地 大阪府 大阪市 北区 中之島1丁目3番20号 保険者番号 32270316 公印 名 称 大阪府職員共済組合</p>

4 申請方法（組合員からの申請による交付）

申請者		申請書類
当組合に新たに加 入した方	新規採用者、他共済組合からの転入者、 割愛派遣からの帰任者等	「組合員資格取得届書」 *資格確認書交付希望に○を付けて提出することで「資格確認書」を交付
	新たに被扶養者となった方	「被扶養者申告書別紙（マイナンバー届出書）」 *資格確認書交付希望に○を付けて提出することで「資格確認書」を交付
<ul style="list-style-type: none"> 当組合に新たに加 入した方のうち、「組合員資格取得届書」 又は「被扶養者申告書別紙（マイナンバー届出書）」の資格 確認書交付希望に○を付け忘れたマイナ保険証利用登録を 行っていない方 マイナ保険証を利用していたが、マイナンバーカードを紛 失（盗難）、返納済又は電子証明書の期限切れとなり、今後 マイナンバーカードの継続利用の意思がない方 マイナ保険証での受診が困難な方 例）介助者等の第三者が同行し資格確認を補助する必要が ある要配慮者（高齢者・障がい者） 		「資格確認書交付申請書」
マイナンバーカードの再交付申請中（更新中）の方で、受領ま でに医療機関等の受診予定がある方		「資格確認書交付申請書」 *マイナンバーカード又は電子証明書の更新中（再交付申請中）の方は、「資格 確認書（短期）」を交付
マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方（マイナ保険証の 利用登録をされている方でマイナンバーカードの返納を予定さ れている方を含む）		「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」 *解除対象者が有効な組合員証等を有していない場合は、「資格確認書」を交付
氏名・性別を変更された <u>マイナ保険証利用登録を行って ない方</u>		「氏名等変更兼資格確認書等再交付申請書」 *新しい「資格確認書」を交付

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 組合員証等又は資格確認書を紛失（盗難）したマイナ保険証利用登録を行っていない方 | |
|---|--|

5 申請書等の返戻

マイナ保険証の利用登録をされている方や有効な組合員証等又は資格確認書をお持ちの方から「資格確認書交付申請書」又は資格確認書の再交付を目的とした「氏名等変更兼資格確認書等再交付申請書」の提出があった場合は、申請書等の返戻と合わせて、資格確認書を交付しないことのお知らせ文書を所属所経由にて組合員へ送付します。

6 資格確認書の有効期限後の取扱い

有効期限を過ぎた「資格確認書（通常）」及び「資格確認書（短期）」については、自身で破棄いただくよう周知をお願いします。ただし、有効期限前に資格喪失となった場合は、資格喪失日の前日（退職の場合は退職日）までが有効となり、資格喪失となった資格確認書は、当組合への返納が必要です。また、紛失や盗難等で返納できないときは、「資格確認書等返納不能届」の提出が必要となります。

資格確認書をお持ちの方がマイナ保険証の利用登録を行ったことに伴い、資格確認書を利用しなくなった場合も、有効期限までは組合員で保管していただく必要があり、有効期限までに紛失や盗難等で返納できないことが判明したときは「資格確認書等返納不能届」の提出が必要となります。

7 資格確認書の送付方法

資格確認書については、組合員証等と同様に所属所を経由して組合員へ送付します。